



情報(第111号)



令和3年1月20日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

周南市大向にて。山羊は寒さに強い（令和3年1月10日）

事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に当たるか



1 性同一性障害者をめぐる事件

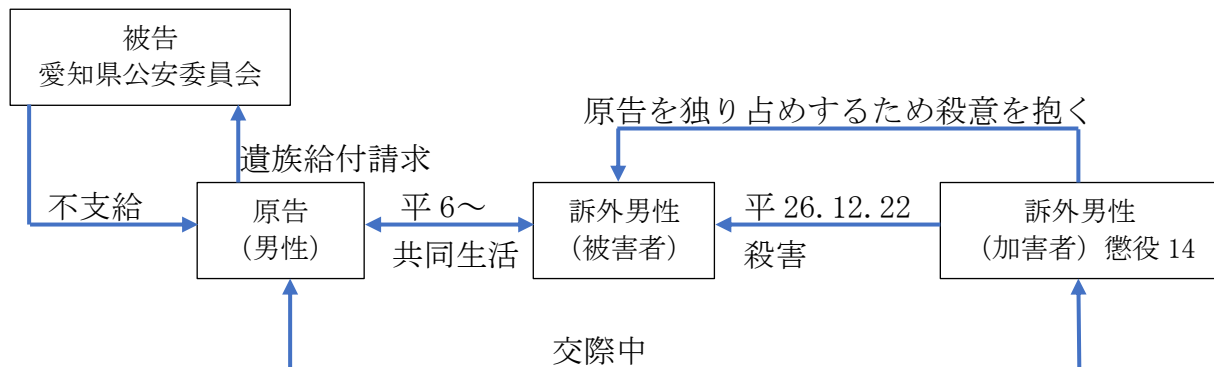
今回は、LGBT とそれを取り巻く民法の理解として、同性パートナーが殺害された片方の者が、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として、犯罪被害者等給付金が支給されるかが問題となった事案を紹介します。

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（以下「犯給法」といいます）によって、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族は、犯罪被害者等給付金を受けられることがあります。その遺族は、犯罪被害者の死亡時に、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）が第 1 順位となっています。

2 事案の概要(名古屋地判令 2.6.4 平成 30 年(行ウ)76 号)

この事案は、原告が、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として犯給法による犯罪被害者等給付金を請求したところ（次図）、「犯罪被害者の配偶者」とは認められないとして、不支給処分を受けたことから、その取消しを求めたものです。

犯給法の規定は、遺族年金の要件と共通していることから、犯罪被害者等給付金の支給が受けられるならば、遺族年金の受給権者にもなれる理屈となり、同性パートナーの権利はどこまで及ぶのかとの問題でもあります。



3 裁判所の判断

原告は、重婚的内縁や近親婚的内縁といった、法律上婚姻が認められていない類型についても「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得る解釈がある以上、特に法律上禁止されていない同性間の共同生活関係は、内縁関係として保護されるべきであり、同性同士で共同生活関係にあった者は「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得ると主張しました（重婚的内縁、近親婚的内縁の場合で遺族年金を認めた判例があります）。

判決では、犯給法は、社会連帯共助の精神に基づいて、租税を財源として遺族等

に一定の給付金を支給するもので、保護の範囲は社会通念により決するべきである。親子、祖父母、孫や兄弟姉妹といった親族は、社会通念上、犯罪被害者と親密なつながりを有するものとして犯罪被害者の死亡によって重大な経済的又は精神的な被害を受けることが想定される者で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）についても、同様の者が想定されているから、犯給法の事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に該当するためには、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていることを要する。

重婚や近親婚は、婚姻に該当することを前提とした上で、これを認める弊害に鑑み、政策的に法律婚としては一律に禁じられているもので、個別具体的な事情の下で婚姻を禁ずる理由となっている弊害が顕在化することがないと認められる場合には、保護されることがある。

これに対し、同性間の共同生活関係は、政策的に婚姻が禁じられているのではなく、そもそも民法における婚姻の定義上、婚姻に該当する余地がなく、重婚や近親婚の場合とは局面を異にする。したがって、重婚的内縁や近親婚的内縁が一定の場合に内縁関係として保護されるからといって、同性間の共同生活関係が内縁関係に含まれる理由とはならないなどとの見解から、主張を退けました。

4 同性パートナーシップに関する公的認証制度の創設

裁判所は、前記結論を導く過程において、昨今の情勢を細かく分析しており、C区では、区営住宅において、同性パートナーの入居を認める規定を盛り込んだ条例が成立したこと、岐阜県D市は、平成 29 年 6 月頃、職員互助会の規約が改正され、同性パートナーがいる職員に対しても婚姻関係にある職員と同様に結婚等祝金及び弔慰金が給付されることとなったなどの分析を行っています。

更に、経団連では、〈1〉性的指向・性的自認等に基づくハラスメントや差別の禁止を社内規定等に具体的に明記すること、〈2〉配偶者に適用される福利厚生を同性パートナーにも適用すること、〈3〉家族であることを条件とする携帯電話料金の割引制度の適用範囲を同性同士で共同生活関係にある者にも拡大することが提示されていることを紹介しています。

これら全体を考察すると、根源的に配偶者と認めないにしても、社会生活の便宜において配偶者と認める流れにあるといえるでしょう。そうすると、法的な受給権までは認めることは行き過ぎとの帰結になります。

当法人ではハラスメント研修・相談窓口の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>